

## 弥富市マスコットキャラクターマーク使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市のマスコットキャラクター「きんちゃん」及び「ぶんちゃん」のマーク（以下「キャラクターマーク」という。）を使用することにより、市の知名度の向上を図るとともに、地域の活性化を目的に市の観光イメージを確立し、もって市の観光振興に資するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (権利の帰属)

第2条 キャラクターマークに関する一切の権限は、市に帰属する。

### (キャラクターマークの図柄等)

第3条 キャラクターマークの図柄、色及び名称は、別表に掲げるとおりとする。

### (使用の申請)

第4条 キャラクターマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクターマーク使用許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市に属する団体がその業務に関する事業で使用する場合
- (2) 弥富市観光協会（以下「観光協会」という。）に属する団体が市の観光推進のために使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報のために使用する場合
- (4) 行政機関等がその業務に関する事業で使用する場合
- (5) その他市長が適当と認めた場合

### (使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターマーク使用許可通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の思想又は政治の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。

- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) 市及び観光協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用を許可しないときは、キャラクターマーク使用不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の許可に際して、キャラクターマークの使用上必要な条件を付すことができる。

（使用許可の期間）

第6条 キャラクターマークの使用許可の期間は、市長が使用を許可した日から当該日の属する年度の末日までの間とする。ただし、当該使用許可を受けた内容に変更がない限り、当該使用許可の期間満了後2年の期間を限度として、引き続き使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、電子データでの使用等、半永続的な使用が見込まれる場合においては、当該使用許可の内容に変更がない限り、当該使用許可の期間満了後においても、半永続的にその使用を許可するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターマークを使用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 別表に掲げる規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。
- (4) 日本国内に限り使用すること。
- (5) 著作権表示を明示すると共に、市長が指定する方法により使用すること。

（使用許可の変更）

第8条 使用者は、その許可内容を変更しようとする場合、速やかに、キャラクターマーク使用変更許可申請書（第4号様式）を提出し、当該内容の変更について、市長の許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 市長は、キャラクターマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターマークの使用許可を受けたと認められるとき。

(3) 申請内容と使用方法との間に著しい相違が認められたとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可の取消しを行うときは、使用者にキャラクターマーク使用取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定によるキャラクターマークの使用許可の取消しによって生ずる使用者が受ける損害については、市はその責めを負わない。

4 第1項の規定によりキャラクターマークの使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該使用に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

5 市長は、許可取消者に対して当該使用に係る物品の回収を求めることができる。  
（使用の廃止）

第10条 使用者は、キャラクターマークの使用を廃止しようとする場合には、あらかじめキャラクターマーク使用廃止申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、第9条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、これによって市に生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

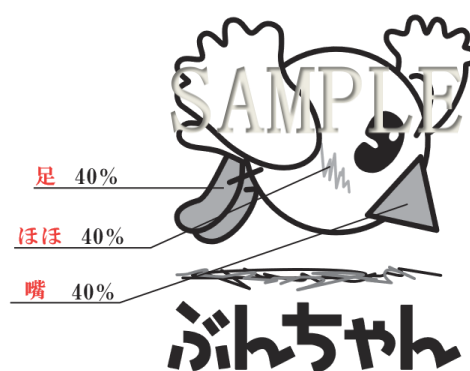
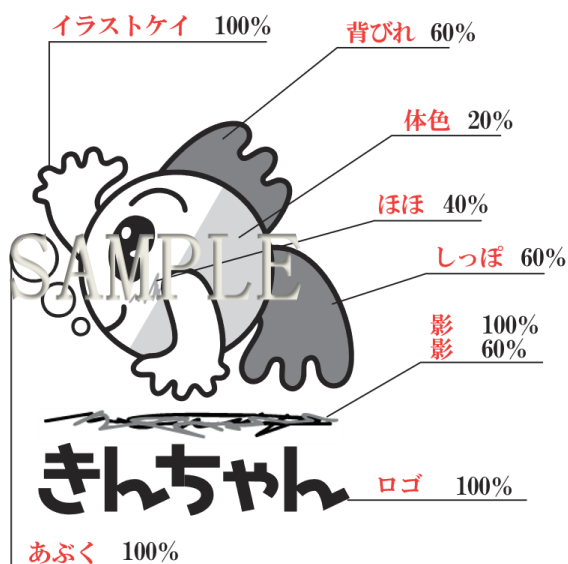
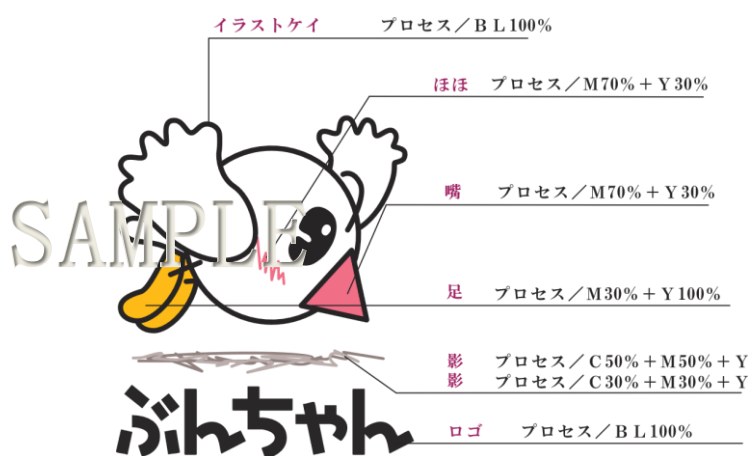
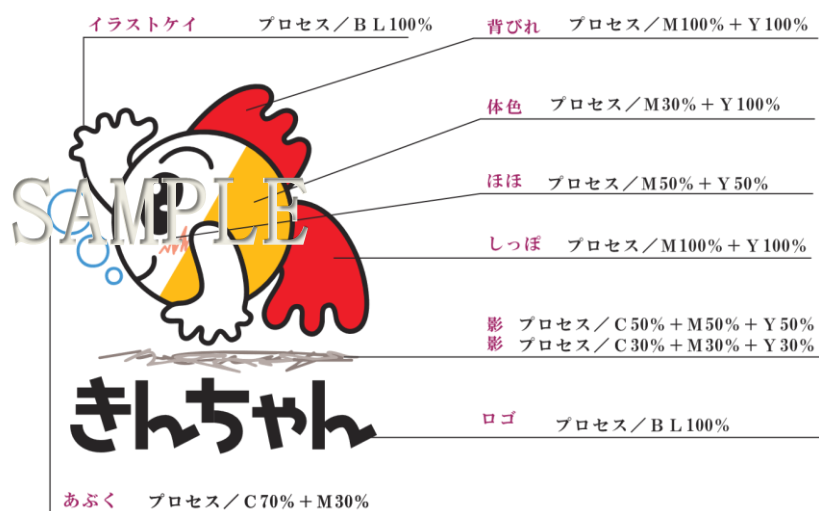
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

多色表現



## 備考

- 1 多色表現のキャラクターマークを使用する場合、必ずそれぞれに設定された指定色で再現し、ロゴタイプは黒にて表現してください。
- 2 単色表現のキャラクターマークを使用する場合、必ずそれぞれに設定されたアミのパーセンテージで再現してください。
- 3 多色表現及び単色表現のいずれのキャラクターマークを使用する場合においても、地色は白を基準とします。また、キャラクターマークの白抜きでの表現、回転、反転その他特別な加工をすることはできません。